

第4節 銀行等に対する検査

検査実施状況の概要

預金等受入金融機関については、主要行を対象とした「金融再生プログラム」(平成14年10月公表) 中小・地域金融機関を対象とした「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(15年3月公表)を踏まえ、経済・金融環境やリスクの変化に的確に対応した財務の健全性のためのリスク管理態勢とともに、内部監査を含めた経営管理(ガバナンス)の状況について重点的に検証を行い、さらに、15年1月に施行された本人確認法等に沿った預金口座等の適切な管理が行われているか等について検証を行った。これらの他、主要行等や地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況については以下の通りである。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要(資料21-1-6参照)

主要行グループについては、経営資源の効率的な配分や規模の利益を目的として、持株会社方式による経営統合といったグループ化が進んでいるところである。こうした状況を踏まえ、通年・専担検査体制の下で、前検査事務年度に引き続き再建計画検証チームによる債務者企業の再建計画の検証、繰延税金資産の厳正な検証等を実施した。また、平成15年7月に策定した「金融持株会社に係る検査マニュアル」に基づき、各グループとしての法令等遵守態勢やリスク管理態勢について重点的に検証を行った。

さらに、信託銀行については、他人の財産の管理、処分を行うという信託業務の特性を踏まえ、的確な実態把握に努めるとともに、利用者に対する説明責任の履行等の状況について重点的に検証を行った。

主要行グループに対する通常検査については、銀行持株会社全7社、主要行全11行に対して検査を実施している。そのうち、主要行3行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査については、銀行持株会社2社、主要行2行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知した。

また、特別検査フォローアップ(15年9月期)及び特別検査(16年3月期)については、全11行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知した。

通常検査に当たっては、主要行1行当たり平均して64.3日間の立入日数で、23.4人を投入している。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要(資料21-1-6参照)

銀行持株会社・地方銀行・第二地方銀行に対する通常検査については、銀行持株会社4社(金融庁3社、共同検査1社) 地方銀行26行(金融庁10行、財務局11行、共同検査5行) 第二地方銀行24行(金融庁5行、財務(支)局16行、共同検査3行)に対して検査を実施している。そのうち、銀行持株会社3社、地方銀行15行、第二地方銀行14行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査

については、金融庁において銀行持株会社1社、地方銀行1行、第二地方銀行5行に対して検査を実施し、全ての金融機関に対して検査結果を通知した。なお、銀行持株会社に対する検査の実施に当たっては、当該持株会社の子金融機関と一体的に行っている。

通常検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して24.7日間の立入日数で、10.2人を投入している。

検査結果の概要

検査（平成14検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は以下の通りである。

1. 法令等遵守態勢

(1) コンプライアンス統括部署については、担当部署に対する指導を十分に行っていないほか、コンプライアンスに係る情報を一元的に管理していない。

(2) マネー・ローンダリング防止のための取組みについては、口座開設時に本人確認を行っていない事例や当局に対する「疑わしい取引」の届出を行っていない事例が認められるなど、不十分なものとなっている。

(3) 利用者保護の確保や利用者利便の向上に向けた取組み

説明責任

顧客に対する説明責任の履行状況については、投資信託の販売に当たり、顧客に対して重要事項の説明を行っていない事例が認められるなど、不十分なものとなっている。

顧客情報管理

顧客情報の管理については、顧客情報を漏洩したことから苦情トラブルに発展している事例が認められるなど、不十分なものとなっている。

苦情処理態勢

苦情等への対応については、本部において、担当部署が明確となっていないことから、情報を一元的に把握・管理しておらず、営業店任せとなっている。

(4) リスク管理債権等のディスクロージャーについては、貸出条件緩和債権の判定誤りなどから適切に開示されていないことに加え、監査部署による検証が十分に機能していないことなどから、検査で把握した開示すべき額と各行の開示額に相違が認められる。

2. 信用リスク管理態勢

(1) 与信集中リスクの管理については、与信上限額を超過する債務者が認められる

にもかかわらず、具体的な対応策について検討を行っていないなど、不十分なものとなっている。

- (2) 信用格付については、債務者の実態を十分に勘案しないまま格付を付与しているほか、適時に格付の見直しを実施していないなど、不十分なものとなっている。
- (3) 自己査定については、債務者の実態把握等が不十分であることに加え、担保不動産の評価が正確に行われていないことなどから、自己査定と当局査定で債務者区分の相違や分類金額の相違が認められる。
- (4) 償却・引当については、償却・引当基準が妥当性に欠けることに加え、DCF法適用先に係るキャッシュフローの見積りに誤りが認められることなどから、償却・引当不足が生じている。

3. 市場関連リスク管理態勢

バックオフィスの職員がミドルオフィスを兼務しているほか、役割や権限規定等が定められておらず、けん制機能が十分に働く態勢となっていない。

4. 流動性リスク管理態勢

資金繰りの管理については、ひっ迫度に応じた管理区分を定めているものの、そのひっ迫度を判定するための定量的な基準等が定められていない。

5. 事務リスク管理態勢

事務事故については、統括部署に対する報告漏れが認められるほか、その発生原因や再発防止策の検討が不十分なものとなっている。

6. システムリスク管理態勢

- (1) 重要な個人情報の管理状況の把握やリスクの評価を行っていないなど、情報セキュリティ管理が不十分なものとなっている。
- (2) 緊急時における対応について、災害等を想定した十分な訓練が行われていない。

7. 監査

内部監査については、指摘事項に係る原因分析やフォローアップを行っていないことから、改善措置が講じられていない事例が認められるなど、その機能を十分に発揮していない。

破綻に至った足利銀行に対する検査について

- 1. 平成15年3月31日を検査基準日とする検査(資料21-4-1参照)

足利銀行に対する15年3月31日を検査基準日とする検査については、15年9月2日に立入検査を開始し、自己査定 of 正確性、償却・引当の適切性、自己資本の状況等について、関係法令、企業会計基準、金融検査マニュアルあるいは別冊〔中小企業融資編〕等に照らして、的確な検証を実施し、同年11月27日に同行に対し検査結果を通知した。

同検査結果においては、同年3月末の資産査定結果として、分類が43,777億円、分類が7,704億円、分類が986億円、分類が209億円となるとともに、検査結果を踏まえた要追加・償却引当額950億円等を前提とすれば、同年3月末の貸借対照表上の資産の部が負債の部を233億円下回るものと見込まれた。

2. ガバナンス検査について

上記1.の検査終了後、金融危機対応会議において、足利銀行について預金保険法第102条第1項の第3号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われ、同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われた。

特別危機管理銀行の適用を受けた足利銀行では、新経営陣が選任されるまでの移行期間において暫定的に旧経営陣による経営が継続するため、ガバナンスの空白が生じ、モラルハザードが発生する等経営管理機能の低下が懸念されたことから、同行に対してガバナンスの検証に重点を置いた検査を実施し、適正な業務運営を行うための経営管理機能の発揮状況について検証を行った。

行政処分に繋がった検査

株式会社UFJ銀行に対する検査及び処分等について

1. 検査実施状況

株式会社UFJ銀行（以下「当行」という。）に対しては、平成15年8月28日に立入検査を開始し、平成16年5月31日に検査結果を通知した。

2. 検査結果の概要

多数の役職員らにより以下のような行為が組織的に行われた事実が認められた。

- (1) 当行においては、債務者区分や償却・引当の判定等に重大な影響を与える重要な資料を執務室以外の場所へ移動・隠蔽する行為が行われた。また、同様の重要なデータ等を廃止された部署のサーバに移動し、さらに、事実上その存在が探知できない状態に置くなどの行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、累次の部内会議における指示等の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、検査官が執務室以外の書類保管場所の存否について質問したのに対し、そうした場所は存在しない旨の虚偽の回答を行うなどの対応が行われた。また、検査官の傍らで一部の資料について破損等が行われた。

(2) 当行の大口先などに関し経営陣等が審査を行った際の議事録について、債務者企業の業容や財務状況に係る懸念が表明された部分等を削除するなど、多数の改ざん行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

また、検査官の特定債務者に係る資料要求に対し、関係資料のうち債務者区分の判定に重大な影響を及ぼす事実の記載を削除する改ざん行為が行われた。この行為も、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、これら改ざん後の議事録等が真正なものとして検査官に提出された。

(3) 上記資料・データ等の隠蔽等を前提に、個別債務者の業容や財務状況に関して、検査官に対し虚偽の説明が行われている。

当該行為は、銀行法第63条第3号及び第64条第1項第2号の検査忌避等（同法第63条第3号に規定する「当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同法第25条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」することに該当する行為をいう。以下同じ。）に該当するものと思料される。また、上記の行為以外にも、検査忌避等に該当すると思料される行為及び多数の不適切な検査対応が認められた。

これらの行為ないし検査対応により、検査における債務者区分や償却・引当の判定等に困難が生じ、また、検査の効率的な実施が妨げられた結果、立入検査期間が大幅に長期化する等の影響があった。

(参考) 行政処分

以上の検査及び銀行法第24条第1項の規定に基づく当行からの報告を踏まえ、16年6月18日に当行に対し、同法第26条第1項の規定に基づき、検査忌避等に関して、業務運営及び内部管理態勢を確立・強化すること等の行政処分を命じた。